

川口市建設工事における現場代理人の常駐規定に係る取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市建設工事請負契約約款第10条第1項に規定する現場代理人の工事現場への常駐に係る規定の緩和について必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼働していない場合、次の各号に掲げる期間において、現場代理人の現場への常駐を要しないものとする。

- 一 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- 二 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- 四 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(常駐を要しない期間の明示)

第3条 前条の個々の工事における期間については、設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明示することとする。

(現場代理人の兼務)

第4条 次の各号のいずれかに該当する工事間において、工事現場相互の直線距離が10キロメートル程度の範囲内である場合、現場代理人は、他工事の現場代理人又は主任技術者を兼務できるものとする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないと判断する場合は、兼務できないものとする。

- 一 請負代金額4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）未満の工事
 - 二 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
 - 三 施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分在同一の下請け業者で施工する場合等）
- 2 現場代理人が兼務できる工事の数は3件とする。ただし、第1項第2号又は第3号における請負代金額4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上の工事を含む場合は2件とする。

(兼務を認める条件)

第5条 次の各号の全てを満たしている場合、兼務を認めるものとする。

- 一 発注者との連絡体制を確保していること。
- 二 兼務するいずれかの工事現場に常駐していること。
- 三 既に配置している工事の発注者から兼務承諾を得ていること。
- 四 監督員が問題ないと判断していること。

(提出書類)

第6条 現場代理人が、既に他の工事の主任技術者又は現場代理人として、従事している場合は、落札決定から契約締結までの間に、技術者等の兼務届出書に既に配置されている建設工事の発注者から承諾を得た後、新たに従事しようとしている建設工事の発注者へ届出なければならない。

- 2 現場代理人が、他の工事の主任技術者又は現場代理人として新たに従事する場合は、技術者等の兼務届出書に既に配置されている建設工事の発注者から兼務の承諾を得た後、新たに配置する建設工事の発注者から承諾を得られた場合は、その写しを提出しなければならない。

(適用除外)

第7条 次の各号のいずれかに該当する工事は、本要領の適用除外とする。

- 一 川口市低入札価格取扱要綱で定める低入札価格調査を経て契約を締結した工事
- 二 川口市建設工事共同企業体取扱要綱により結成された共同企業体と契約を締結した工事
- 三 特記仕様書等に兼務対象工事としないと明示がある工事

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。